

最高裁秘書第2881号

令和7年9月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

早期退職を希望したものの、「引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合」に該当するとして早期退職が認められなかった裁判官の人数が年度別に分かる文書（平成25年度以降のもの）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年12月26日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和7年度（最情）答申第24号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）